

# 豊橋駅西口駅前広場再整備可能性調査委託業務仕様書

## 第1条 (適用)

本仕様書は、豊橋市（以下、「発注者」という。）が委託する「豊橋駅西口駅前広場再整備可能性調査委託業務」（以下、「本業務」という。）について適用し、受託者は本仕様書並びに契約書、関係法令に基づき本業務を実施すること。

## 第2条 (目的)

豊橋駅西口駅前広場（以下、「駅前広場」という。）の再整備については、過去にも幾度にわたり検討がなされているが、土地や建物の所有者など関係者との合意形成を得ることが困難であり、実施に至らなかった経緯がある。本業務は、駅前広場の交通環境を改善するため、過去の検討状況や地元調整等の経緯を踏まえ、駅前広場の施設計画の検討とそれに必要な交通量調査等の基礎調査を行うものである。

## 第3条 (業務概要)

### 1. 業務名

豊橋駅西口駅前広場再整備可能性調査委託業務

### 2. 業務場所

豊橋市花田一番町地内ほか（別図1参照）

### 3. 業務期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

## 第4条 (業務内容)

本業務の内容については、以下のとおりとする。

### 1. 基礎調査

#### (1) 豊橋駅西口駅前地区における過年度の検討状況の整理

これまで豊橋駅西口駅前地区で検討された業務及び地元調整等について、発注者が貸与する既存資料等に基づき検討経緯について整理する。

《貸与資料》

- ・豊橋駅西口地区利用実態調査委託業務（平成26年3月）
- ・豊橋駅西口駅前地区整備基礎調査委託業務（平成27年3月）
- ・豊橋駅西口駅前地区活性化基礎調査委託業務（平成28年3月）
- ・豊橋駅西口駅前地区活性化可能性調査委託業務（平成29年3月）
- ・豊橋駅西口駅前地区活性化導入機能可能性調査委託業務（平成30年3月）
- ・豊橋駅西口駅前地区活性化検討調査委託業務（令和3年3月）
- ・その他必要に応じて貸与するものとする

#### (2) 駅前広場の利用状況等の整理

豊橋駅の乗降者数（新幹線、在来線、市内線等）や駅周辺の人口推移、交通事故発生状況など、今後の検討に必要な交通状況等（過去10年程度）について整理するとともに、(1)

の過年度の検討状況の整理結果を踏まえ、現在の駅前広場で発生している問題等を整理する。

## 2. 交通状況調査

### (1) 条件整理

過年度に実施している豊橋駅西口地区利用実態調査委託業務（平成 26 年 3 月）の内容を確認し、駅前広場に求める基準面積の再算定に必要な調査項目について検討を行う。

なお、基準面積の再算定については駅前広場計画指針（98 年式）に基づき算定を行うこと。

### (2) 交通状況調査

(1)を踏まえて、以下の調査を実施する。

なお、以下の内容以外でも必要な調査項目があれば実施することとし、各調査は発注者の承認を得てから実施すること。

#### ①交通量調査

駅前広場の交通状況を把握するため、駅前広場への流入流出が発生する交差点を中心に、自動車（二輪車、原付含む）、自転車、歩行者の交通量調査を実施する。

【調査日】 平日、休日の各 1 日（晴天日）

【時間帯】 7～19 時（12 時間）

【調査地点】 別図 2 の 3 地点

【調査対象】 交差点に流入流出する自動車、自転車、歩行者

【調査方法】 任意

#### ②交通流動調査

駅前広場内の出入歩行者、自動車（企業バス等含む）、歩行者の乱横断等の状況（数や経路等）を把握するため、駅前広場内の交通流動調査を実施する。

【調査日】 平日、休日の各 1 日（晴天日）

【時間帯】 平日、休日のピーク時

平日 7～9 時（2 時間）、17～19 時（2 時間）

休日 11～15 時（4 時間）

【調査地点】 別図 2 の範囲内

【調査対象】 ①豊橋駅西口出入口からの流出・流入歩行者数

②歩行者の人数・経路（横断歩道のない場所での乱横断等）

③自動車の台数・経路・滞留時間（送迎車両（企業バス含む）、タクシー、バス）

④駐車場の出入台数・利用台数

【調査方法】 任意

## 3. 具体的な再整備案の作成

### (1) 条件整理

1. 基礎調査及び 2. 交通状況調査の結果を踏まえ、現在の駅前広場において改善すべき課題や、まちの活性化につながる整備の実施に向けて必要となる事項等を整理する。

また、再整備において駅前広場で対応すべき機能や、鉄道事業者、権利者等からの要望、豊

橋駅西口地区に期待される機能等を踏まえ、駅前広場の基準面積の再算定など配置計画の前提となる条件を整理する。

なお、条件整理にあたっては、以下の3パターンの方向性に沿って整理することを基本とするが、これ以外のパターンも可とする。

【再整備の方向性】

- ①現況の駅前広場内での再整備【完成形】
- ②駅前広場基準面積を満たす拡張再整備【完成形】
- ③②の再整備に先立ち、現況の駅前広場内で短期的に実施可能な再整備【暫定形】

(2) 再整備案の作成

(1)を踏まえ、それぞれの方向性ごとに再整備案を3案程度作成する。

なお、再整備案の作成にあたっては、再整備案今後の権利者等との協議を図ることを想定し、分かりやすい資料として取りまとめるとともに、駅前広場としての交通機能の配置や、駅利用者を中心とする歩行者の安全性の確保、円滑な自動車交通処理等に配慮し、周辺のにぎわい創出や観光バス対応等のまちの活性化への配慮等も踏まえて検討するものとする。

(3) 再整備案の比較検討

(2)の再整備案について、概算事業費や事業スケジュール、実現可能性、整備効果等の観点から、メリットやデメリットを一覧表に整理し、比較検討を行う。

なお、概算事業費の算出にあたっては、国や県の補助金の活用も踏まえること。

(4) 再整備案のイメージパースの作成

(3)を踏まえ、方向性ごとに1案を選定し、それぞれの案に対するイメージパースを視点（鳥観、俯瞰、目線レベル等）や場所等の異なる形で5枚程度作成する。

なお、イメージパースの作成にあたっては、随時発注者と協議しながら作業を進めるものとし、必要に応じて内容を調整するものとする。

(5) 再整備案及びイメージパースの提出目安

(2)再整備案及び(4)イメージパースの提出時期は、以下を目安としている。具体的な日程については発注者と協議し定め、計画的に進めること。

- ・(2)再整備案（素案） 令和8年10月下旬頃
- ・(3)再整備案（素案）の比較検討資料 令和8年11月下旬頃
- ・(4)再整備案、イメージパース 令和8年12月中旬頃

#### 4. 報告書の取りまとめ

(1) 調整用資料の作成

次年度以降に権利者や交通事業者等との具体的な調整を進めていくため、イメージパース等を活用した分かりやすい説明資料として取りまとめを行う。

(2) 報告書の作成

以上の調査内容、検討内容等に基づき、業務報告書として取りまとめを行う。また、業務内容を簡潔にまとめた概要版を作成すること。

## 5. 打合せ協議

打合せ協議は、業務の遅滞が生じないように、必要に応じ、業務進捗状況の報告や事務連絡等について適宜打合せを行い、本業務の円滑な進捗に努めるものとする。なお、受託者は打合せ協議後速やかに協議記録を作成し、発注者へ提出するものとする。

### 第5条 （提出書類）

受託者は、業務の着手及び業務遂行にあたって、以下の書類を提出しなければならない。

- ①着手届、②管理技術者届、③業務計画書、④工程表、⑤打合せ協議記録、⑥完了届、⑦その他発注者が指示するもの

### 第6条 （成果品）

成果品及び部数は以下のとおりとする。

1. 業務報告書及び概要版 （電子媒体：CD-R等） …2部
2. 業務報告書 （紙媒体：A4版） …2部
3. 概要版 （紙媒体：A4版） …2部

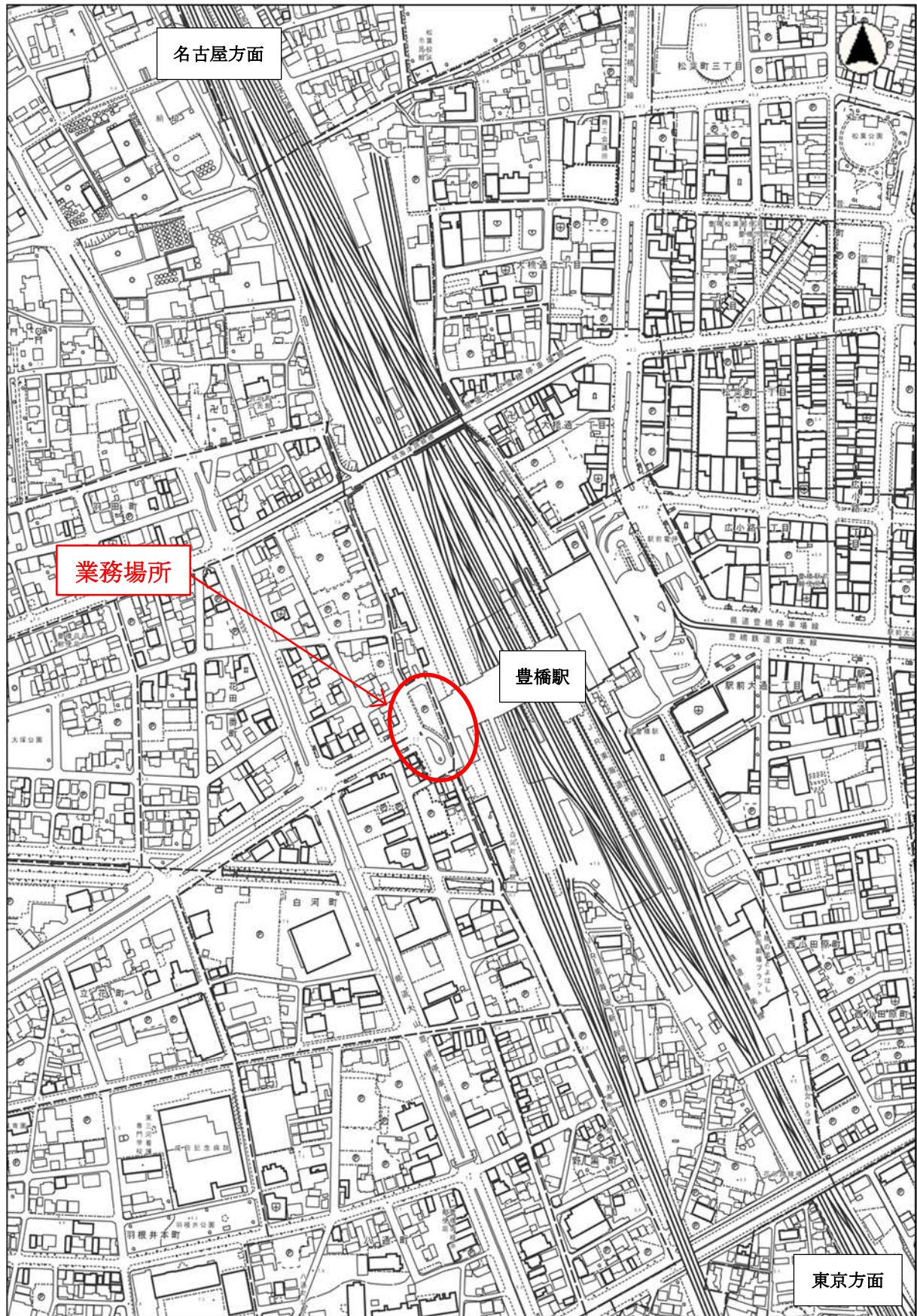
### 第7条 （権利の帰属）

本業務の成果品は全て発注者の所有とし、発注者が承諾したものを除き、受託者は成果品に関する内容を公表してはならない。

### 第8条 （その他）

1. 受託者は、この仕様書に定めのない事項であっても、業務の遂行上必要な事項は実施しなければならない。また、業務の遂行上疑義が生じた場合は、必要に応じて、発注者と受託者が協議してこれを定めるものとする。
2. 委託料には、本仕様書で断りがあるものを除き、本業務の履行に係る一切の費用を含むものとする。

別図 1



別図 2

